

会社登録資本登記管理規定

2005年12月27日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

会社登録資本登記管理規定

(2005年12月27日国家工商行政管理総局令第22号公布)

第1条 会社の登録資本及び払込資本の登記管理を強化するために、会社の登記行為を規範化し、「中華人民共和国会社法」（以下「会社法」と略称する）、「中華人民共和国会社登記管理条例」（以下「会社登記管理条例」と略称する）などの関連規定に基づき、本規定を制定する。

第2条 有限責任会社の登録資本は、会社登記機関で法に基づき登記された全出資者の払込済み出資額とする。株式有限会社が発起設立方式により設立した場合の登録資本は、会社登記機関で法に基づき登記された全発起人が引き受けた資本総額とする。株式有限会社が募集設立方式で設立する場合の登録資本は、会社登記機関で法に基づき登記された払込済み資本総額とする。

第3条 会社の払込済み資本とは、全出資者又は発起人が実際に払い込み且つ会社登記機関で法に基づく登記を経た出資額又は資本総額である。

第4条 会社登記機関は法律、行政法規と国家の関連規定に基づき会社の登録資本及び払込済み資本を登記する場合、規定に符合する場合は登記をし、規定に符合しない場合は登記をしない。

第5条 会社の登録資本及び払込済み資本、出資者又は発起人が出資した年月日及び出资方式は、法律及び行政法規の関連規定に符合しなければならない。

第6条 会社設立時の出資者又は発起人の第1回目の出資、登録資本及び払込済み資本を会社が変更する場合、法に基づき設立された出資検査機構の検査を経て且つ検査証明を発行しなければならない。

第7条 出資者又は発起人として出資する非貨幣財産は、評価資格を有する資産評価機構の査定後、出資検査機構により出資検査を受けなければならない。

第8条 出資者又は発起人は貨幣により出資ができ、実物、知的所有権、土地使用権など貨幣で評価できるもの、或いは法に基づき譲渡できる非貨幣財産を価格査定し用いることもできる。

出資者又は発起人が貨幣、実物、知的所有権、土地使用権以外のその他の財産をもって出資する場合、国家工商行政管理総局と国务院関係部門の制定する関連規定に符合しなければならない。

出資者又は発起人は労働、信用、自然人氏名、商業信用、フランチャイズ経営権又は財産の担保権の設定などを価格査定し出資してはならない。

第9条 出資者又は発起人は自己の名義で出資しなければならない。

第10条 有限責任会社の登録資本の最低限度額は3万人民元、一人有限責任会社の登

録資本の最低限度額は 10 万人民元、株式有限会社の登録資本の最低限度額は 500 万人民元とする。法律、行政法規に有限責任会社、株式有限会社の登録資本の最低限度額について、より高い規定のある場合は、その規定に従う。

会社の全出資者又は全発起人の貨幣による出資金額は、会社登録資本の 30%を下回ってはならない。

募集設立による株式有限会社の発起人が引受ける株式は、会社の株式総数の 35%を下回ってはならない。但し、法律、行政法規に別途規定のある場合は、その規定に従う。

第 11 条 有限責任会社の全出資者の第 1 回目の出資額は、会社の登録資本の 20%を下回ってはならず、法定の登録資本の最低限度額を下回ってもならず、その残りの分については、出資者が会社の成立後 2 年以内に払い込まなければならない。そのうち、投資会社は 5 年以内に払い込めばよいものとする。

発起設立による株式有限会社の全発起人の第 1 回目の出資額は、会社の登録資本の 20%を下回ってはならず、その残りの分は、発起人が会社成立日から 2 年以内に払い込まなければならない。そのうち、投資会社は 5 年以内に払い込めばよいものとする。

第 12 条 出資者又は発起人は、会社定款に規定する各自が払い込むべき出資額又は引き受けるべき株式を期日とおりに定額納めなければならない。貨幣で出資する場合、貨幣出資額を会社が開設する銀行口座に預け入れなければならない。非貨幣財産で出資する場合、法に基づき、その財産権の移転手続きを行わなければならない。

会社の設立登記の際、出資者又は発起人の第 1 回目の出資が非貨幣財産の場合、財産権の移転手続きの証明書類を提出しなければならない。

会社成立時、出資者又は発起人が会社定款に規定する出資日に払い込む出資が、非貨幣財産に属する場合、法に基づく財産権の移転手続き後、会社払込資本の登記変更を申請しなければならない。

第 13 条 会社設立の資本検査証明書は、以下の内容を明記しなければならない。

(1) 会社名称

(2) 会社類型

(3) 出資者又は発起人の名称或いは氏名

(4) 会社の登録資本額、出資者又は発起人が払い込む或いは引き受ける額、出資日、出資方式。募集方式で設立する株式有限会社は発起人が引き受ける株式と当該株式が会社の株式総数に占める比率を明記しなければならない。

(5) 会社の払込済み資本、払込資本が登録資本に占める比率、出資者又は

発起人が実際に払い込んだ出資額、出資日、出資方式。貨幣による出資の場合は出資者又は発起人の出資日、出資額、会社の取引銀行の説明、非貨幣による出資の場合はその評価の状況と評価の結果、及び非貨幣出資権が属する移転状況を説明しなければならない。

(6) 全ての貨幣出資が、登録資本に占める比率。

(7) その他事項。

第 14 条 会社が登録資本を増額する場合、有限責任会社の出資者が引き受けた新たな増加資本の出資と株式有限会社の株主が引き受けた新株、「会社法」により設立された有限責任会社と株式有限会社の出資の払い込みと株式の払い込みに関連する規定に基づきそれぞれ執行されなければならない。株式有限会社の公開による新株発行方式による或い

は上場会社の非公開による新株発行方式により登録資本を増額させる場合、国務院証券監督管理機構の批准書類を提出しなければならない。

第 15 条 会社の登録資本を減額する場合は、「会社法」に規定する手順に符合しなければならない。減額後の登録資本及び払い込み済み資本額は、法律、行政法規に規定する会社登録資本の最低限度額に達しなければならない。且つ資本検査機関で検査しなければならない。

第 16 条 有限責任会社が「会社法」第 75 条の規定に基づき、その出資者の権利を買い上げる場合は、法に基づき登録資本の減額及びそれに相応する払い込み済み資本の登記の変更を申請しなければならない。

第 17 条 非会社組織が「会社法」に基づき、制度を改め会社となる場合、有限責任会社に変更し株式有限会社になる場合、換算した払込済み資本総額は、会社の純資産総額を超えてはならない。有限責任会社に変更し株式有限会社になる場合、資本を増額するために株式を公開発行する場合は、法に基づき処理しなければならない。

元非会社組織、有限責任会社の純資産総額は評価資格を有する資産評価機構が査定評価をしなければならない。且つ資本検査機関が資本検査をしなければならない。

第 18 条 会社の登録資本、出資者の出資額又は発起人の引き受け額、出資日又は引き受け日及び方式は会社定款により規定する。会社の登録資本及び払い込み済み資本額、出資者の出資額或いは発起人の引き受け額、出資日又は引き受け日及び方式に変化が生じた場合は、会社定款を改正し且つ会社登記期間に法に基づき登記変更の申請をしなければならない。

第 19 条 登録資本の変更、払込済み資本の検査証明には、以下の内容を記載しなければならない。

- (1) 会社の名称
- (2) 会社の類型
- (3) 変更前と変更後の出資者又は発起人の名称或いは氏名、出資額と出資方式、出資日。
- (4) 変更前と変更後の登録資本及び払い込み済み資本額
- (5) 登録資本を増額する場合の実際の払込状況。貨幣で出資する場合、出資者又は発起人の出資額、出資日、取引銀行、口座名義と口座番号。現物、知的所有権、土地使用権及びその他貨幣として評価でき且つ法に基づき譲渡できる非貨幣財産を価格査定し出資する場合、出資者が財産権移転手続きの状況、評価状況を説明しなければならない。資本準備金、内部留保と未配当の利益を登録資本及び払い込み済み資本として振替える場合、振替額、会社が振替を実施した基準日、財務諸表の調整状況を説明しなければならない。残りの当該項目の準備金は、振替前の会社登録資本の 25%を下回ってはならず、振替前、振替後の財務諸表の関連項目の事実状況、振替後の出資者の出資額も説明しなければならない。
- (6) 登録資本及び払い込み済み資本を減額する場合、会社が履行する「会社法」の規定の手続き状況、出資者又は発起人が、会社の債務清算或いは債務の担保状況を説明しなければならない。

第 20 条 会社成立後、出資者又は発起人が出資した現物、知的所有権、土地使用権及びその他の非貨幣財産の実際の価値が、会社定款に規定する額より著しく低い場合、当該出資をした出資者又は発起人はその差額を補填しなければならない。初めに出資したその現物、知的所有権、土地使用権及びその他の非貨幣財産は改めて査定評価しなければならない。会社の払込済み資本については、改めて検証しなければならない。且つ資本検査機関により資本検査証明書を発行しなければならない。

第 21 条 会社成立後、会社登記機関は、払込済み資本に事実でない嫌疑が会社にあることを発見した場合、会社に対して指定の資本検査機構で検証するよう要求することができ、且つ規定期限内にその資本検査証明書を提出するよう要求できる。

第 22 条 登録資本について虚偽の報告をし、会社登記を得た場合、会社登記機関は「会社登記管理条例」第 68 条に基づいて処罰を与える。

第 23 条 会社の出資者又は発起人が出資を偽り、出資とする貨幣或いは非貨幣財産を引き渡さない又は期日通りに引き渡さない場合、会社登記機関は、「会社登記管理条例」第 70 条に基づき、処罰を与える。会社の出資者又は発起人があくまでも是正しない場合、会社登記機関は会社に対して、指定期日までに登録資本、出資期限を変更するよう命じ、期限が過ぎても是正しない場合は、「会社登記管理条例」第 73 条に基づき処罰する。会社成立 2 年後、投資会社は成立 5 年後、会社の出資者又は発起人が出資を履行しない或いは出資の残額を履行しない、且つ登記変更もしない場合は、「会社登記管理条例」第 68 条に基づき処罰する。

第 24 条 出資者又は発起人が会社成立後、その出資金を払い戻した場合、会社登記機関は「会社登記管理条例」第 71 条に基づき処罰を与える。

第 25 条 会社登録資本及び払込資本に変動が生じた際、会社が直ちに登記変更を行わない場合、会社登記機関は「会社登記管理条例」第 73 条に基づき処罰を与える。

第 26 条 資本検査機構、資産評価機構が虚偽の証明文書を発行した場合、会社登記機関は、「会社登記管理条例」第 79 条に基づき処罰を与える。

第 27 条 会社登録資本及び出資者又は発起人の出資額と出資方式の変更に関連する登記の変更を取り消す場合、会社は当該登記以前の登記の状態を取り戻す。

第 28 条 外資系投資企業の登録資本及び払込済み資本の登記管理については、本規定を適用し、法律に別途規定のある場合は除外とする。

第 29 条 本規定は 2006 年 1 月 1 日より施行する。2004 年 6 月 14 日国家工商行政管理総局公布の「会社登録資本登記管理規定」は同時に廃止とする。